明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（四二）　四
○道路交通法の一部を改正する法律（四三）　三
○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（四四）　六

〔政　令〕
○内閣府本府組織令の一部を改正する政令（一七六）　三
○在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（一七七）　三
○地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令（一七八）　三
○道路交通法施行令の一部を改正する政令（一七九）　三
○沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令（一八〇）　四
○農業委員会等に関する法律施行令の一部を改正する政令（一八一）　四
○消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法の施行期日を定める政令（一八二）　四
○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令の整備に関する政令（一八三）　四
○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係政令等の整備に関する政令（一八四）　四

〔府　令〕
○銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府三八）　四
○地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令（内閣府・総務・文部科学二）　四

〔省　令〕
○医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法及び薬剤師法意見の聴取等手続規則の一部を改正する省令（厚生労働八一）　四
○農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令（農林水産四九）　四
○伝統的工芸品産業の振興に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業三〇）　四
○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令（国土交通五〇）　四

〔告　示〕
○医療費適正化に関する施策についての一部を改正する件（厚生労働一九七）　四
○保安林の指定をする件（農林水産一九四九～一九六四）　四
○保安林の指定施業要件を変更する件（同一九六五～一九六九）　四
○保安施設地区の指定をする件（同一九七〇、一九七一）　四

本号で公布された法令のあらまし

◇**在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律**（法律第四二号）（外務省）

1　在ベレン日本国総領事館を廃止することとした。（別表第一関係）

2　在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定することとした。（別表第二関係）

3　この法律は、公布の日から施行することとし、また、この法律による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律別表第二の規定は、平成二五年四月一日から適用することとした。ただし、別表第一のうち二　総領事館の表の改正規定は、政令で定める日から施行することとした。

◇**道路交通法の一部を改正する法律**（法律第四三号）（警察庁）

1　一定の病気等に係る運転者対策の推進を図るための規定の整備

(一)　免許を受けようとする者等に対する質問等に関する規定の整備（第八九条、第一〇一条、第一〇一条の二、第一〇一条の五、第一〇七条の三の二及び第一一七条の四関係）

(1)　公安委員会は、免許を受けようとする者又は免許証の更新を受けようとする者に対し、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気として政令で定めるもの（以下「一定の病気」という。）等のいずれかに該当するかどうかの判断に必要な質問をするため、質問票を交付することができることとするとともに、当該質問票の交付を受けた者は、必要な事項を記載した当該質問票を公安委員会に提出しなければならないこととした。

(2)　(1)の質問票に虚偽の記載をして提出した者に対する罰則を整備した。

(二)　一定の病気等に該当する者を診察した医師による診察結果の届出に関する規定の整備（第一〇一条の六関係）

医師は、その診察を受けた者が一定の病気等のいずれかに該当すると認めた場合において、その者が免許を受けた者等であることを知ったときは、当該診察の結果を公安委員会に届け出ることができることとした。